宇都宮商工会議所 工ノ友

第7号

昭和34年4月5日印刷
昭和34年4月15日発行

発行所
宇都宮市旭町1-3,427
宇都宮商工会議所
電話 2,622 2,905 3,072番

編集兼発行者 藤生善之助
印刷者 秋場栄吉
宇都宮市旭町2丁目
印刷所 三共印刷株式会社
電話 4,006・6,481番

昭和三十四年度収支予算議員選挙選任規約改正の

定期議員総会開催

一、と　き　三月二十七日午後三時
一、ところ　当会議所第三会議室

出席議員
保坂正七、河合長一郎、小林洋、高橋栄作、小保方光三、荒牧春三郎、田辺正平、野沢英一、柳田広、小花末吉、荒川善次郎、鈴木善助、岩田敬、渡辺愛司、笠間盛一郎、亀田豊房、竹石丑松、舘野親雄、薄井留松、江田正助、安久都忠徳、箕輪忠次郎、篠崎一郎、鈴木良一（廿四議員）須藤恒次郎、中村堯、的場五郎、青木源吉、福田松兵衛、横倉良夫、渡辺清太郎、笠原正一郎（委任状提出八議員）以上卅二議員

議事の要領
会頭病気欠席のため副会頭互選の結果河合長一郎副会頭議長となり議長席につき本日の出席者卅二名にして法定数に達したるにより茲に議員総会を開会する旨を宣す。

議事に入るに先立ち議事録署名人につき議場に諮りたるに議長指名となる、よつて議長は安久都忠徳、箕輪忠次郎両議員を指名し議事に入る旨を告ぐ。

第一号議案　昭和卅三年度収支予算更正審議の件

議長　藤生専務理事をして説明せしむると議場に諮る。

藤生　更生予算の内容を詳細に亘り説明す。

議長　異議なきや否やを議場に諮りたるに満場異議なく可決。

第二号議案　昭和卅四年度事業計画審議の件

議長　藤生専務理事をして説明せしむると議場に諮る。

藤生　新年度の企画を詳細に亘り説明する。

議長　原案につき異議なきや否や議場に諮りたるに満場異議なく可決確定せり。

第三号議案　昭和卅四年度収支予算審議の件

議長　藤生専務理事をして説明せしむると議場に諮る。

藤生　事業計画に基き予算を編成した旨を詳細に亘り説明す。

議長　異議なきや否やを議場に諮りたるに満場異議なく可決確定せり。

第四号議案　当所議員選挙選任規約一部改正に関する件

議長　藤生専務理事をして説明せしむると議場に諮る。

藤生　現行規約は選挙選任の事務執行上日程変更並に定款に基き修正なす必要ありと思わると逐条的に詳細に亘り説明をなす。

議長　規約改正を原案通り可決致したいと議場に諮りたるに満場異議なく可決確定せり。

議長　当所議員は会費の持口数を最低卅口以上（法人は一五口以上）の責任持口として議員協議会で話合がついていたが再確認をする意味で本議員総会の決議により右持口以上を今後も実行することを承諾したい旨を議場に諮りたるに満場異議なく可決確定せり。

議長　以上を以て提出議案の全部を審議したので議員総会を閉会する旨を宣す。

終つて当所備品を寄贈された宇都宮市商店街連盟、株式会社亀田書店、当所修理に協力された小花塗装株式会社に夫々感謝状の贈呈をなしたり。

昭和三十四年度事業計画

一、本年度重点的実施事項
イ、宇都宮市産業計画推進に協力
当市主要産業である食料品工業、家具木工業、金属機械工業、大谷石採石業、布帛玩具製造業（輸出を含む）

等の経営相談、販路拡張に協力工場誘致については県並に市と連繋之が実現に協力。

ロ、商業道徳の昂揚運動

本年度は第四回商業PR運動になるが正札励行、正量販売（メートル法完全実施）品質表示等周知徹底を計り商業道徳の昂揚を期す。

ハ、会員増加運動並に特定商工業者の整備

会員増加は逐次成績を収めておるが本年は引き続き増加に努力し、併せて特定商工業者の関心を昂揚せんとす。

ニ、関係団体の指導育成

商店街連盟、青年会議所、青色申告会等六団体を有し夫々活潑なる事業をなしつゝあるが、之等団体に密接なる連絡を保ち指導育成に当らんとす。

ホ、中小企業対策の強化徹底

中小企業相談所の強化拡充を図り使命の徹底を期す。

ヘ、商工情報の徹底

ニュースの発行、刊行物の配布等を以つて商工情報の徹底を期す。

ト、産業会館建設促進運動の続行

チ、国鉄宇都宮駅東口設置、促進運動の続行

二、各部会振興対策

1、商業振興対策

イ、商業機構の確立並に商業活動の調整及び調整機関の指導

ロ、商業に於けるPR運動の指導及び実施

ハ、見本市展示会等に対する指導

ニ、商業に関する証明並に鑑定の実施

ホ、市場調査の指導

ヘ、商業の経営改善の為の各種講習会、講演会、研究会の開催及び斡旋

ト、商店の照明、広告、宣伝の改善指導

チ、皇太子殿下御成婚記念さくら祭、夏まつり、秋まつりの開催

リ、小売物価並に賃金月例統計調査

ヌ、店員の教育通信講座開設並に検定試験の実施

ル、商店街美化運動の推進

2、工業振興対策

イ、工業地帯整備の推進

ロ、企業合理化及び設備の近代化の促進

ハ、工業技術に関する指導及び講演並に研究会の開催

ニ、工業安全衛生及び公害防止対策の樹立

ホ、工場作業場診断の実施

ヘ、先進地工業視察調査の実施

ト、労働問題に関する調査研究

チ、輸出品（木製品、玩具、花造等）の振興対策

リ、発明工夫展並に新製品の展示会

ヌ、工業に関する諸法規の調査研究

ル、工場誘致の積極的運動展開

3、文化対策

イ、広報活動の強化及び会報の発行

ロ、観光施設の整備推進

ハ、観光資源の開発並にハイキングコースの宣伝

ニ、観光写真コンクールの開催

ホ、土産品の改善並に宣伝

ヘ、サービス業者の向上に関する講習会講演会の開催

4、金融対策

イ、貯蓄奨励、民間資本の蓄積推進

ロ、融資対策の強化促進並に一般金利引下の推進

ハ、金融経済講演会並に懇談会の開催

ニ、信用保証協会、商工中金、国民金融公庫、中小企業互助会、中小企業金融公庫の利用、普及並に指導斡旋

ホ、金融制度（不動産金融）の改善に関する調査研究

ヘ、店舗の増改築、店内改装並に作業場の増改築、更生施設の改善等に要する長期資金の斡旋

5、交通運輸対策

イ、道路の建設及び改善の促進

ロ、交通安全事故防止運動

ハ、交通事故並に交通網の実態調査

ニ、交通関係諸官公署との密接な連絡

ホ、運輸業の経営改善指導

ヘ、東北本線宇都宮——福島間電化促進運動

ト、両毛線電化促進運動並に両毛線を東北本線下りに連絡する列車の増発促進運動

三、その他

イ、特定商工業者法定台帳の作成

ロ、商取引の紹介、斡旋及び信用調査に関する事項

ハ、商工業の実態調査

ニ、会報の発行

ホ、各種統計の蒐集調査

ヘ、珠算能力、タイピスト並に計算尺技能検定、簿記検定試験の実施

ト、各官庁に対する連絡並に請願、陳情、意見の具申

チ、会議所に関係ある各種団体の指導育成

リ、青色申告制度の普及運動

ヌ、税制に関する調査研究

ル、各地商工会議所との連絡

ヲ、勤労者体位向上運動の実施

ワ、優良商店、工場並に従業員等の表彰

カ、従業員退職共済金制度の啓蒙指導並に実践

ヨ、従業員最低賃金制度の啓蒙指導

タ、中小企業従業員失業保険事務組合設置

宇都宮中小企業相談所事業計画

1、商取引の紹介、斡旋及び信用調査に関する事項

2、納税者の声を聞く会開催

3、中小企業相談所運営懇談会

4、発明相談所開催

5、青色申告記帳説明会

6、税法説明会

7、無料法律相談

8、経営研究会
9、税の手引刊行
10、商店経営講習会
11、商店照明巡回相談
12、税務研修会
13、確定申告個別指導
14、適正な納税への協力指導
15、金融の指導斡旋
16、中小企業諸法案の手引
17、経営の診断
18、各種コンクール展示会の実施指導
19、労働基準法の解説並に実施指導強化

昭和34年度収支予算書

（昭和34年4月1日より
昭和35年3月31日まで）

1. 収入の部

（単位円）

款	項	本年度予算額	前年度予算額	対比増減(△)	備考
1.会費		3,000,000	2,353,000	647,000	
	1.会費	2,940,000	2,303,000	637,000	個人 3,000口 2,100,000 法人 600口 840,000
	2.過年度会費	60,000	50,000	10,000	
2.交付金		951,000	911,000	40,000	
	1.補助金	951,000	911,000	40,000	国 240,000 市 350,000 県 240,000 県 121,000
3.事業収入		2,300,000	1,230,000	1,070,000	
	1.商工技術普及事業収入	550,000	380,000	170,000	珠算能力、簿記、タイピスト、計算尺、技能等の検定試験料並に店員通信講座受講料収入分
	2.商工振興事業収入	1,650,000	850,000	800,000	見本市、各種展示会並に各種催物収入
	3.その他の事業収入	100,000	0	100,000	会議所ニュース広告料、その他
4.手数料使用料		600,000	210,000	390,000	
	1.手数料使用料	600,000	210,000	390,000	各種証明、鑑定手数料、会議所貸室使用料
5.寄附金		100,000	100,000	0	
	1.寄附金	100,000	100,000	0	事業に対する寄附金
6.雑収入		70,000	50,000	20,000	
	1.預金利子	3,000	2,000	1,000	預金利子
	2.雑入	67,000	48,000	19,000	その他の雑入
7.繰越金		150,000	26,000	124,000	
	1.繰越金	150,000	26,000	124,000	前年度繰越金
計		7,171,000	4,880,000	2,291,000	

2. 支出の部

款	項	本年度予算額	前年度予算額	対比増減(△)	備考
1.給与費		2,130,000	1,460,000	670,000	
	1.給料	1,800,000	820,000	980,000	役職員給料 150×12
	2.諸給	100,000	480,000	△380,000	手当及雑給（残業手当、その他雑給）
	3.賞与	200,000	135,000	65,000	役職員賞与
	4.報酬	30,000	25,000	5,000	委員嘱託報酬
2.旅費		100,000	70,000	30,000	
	1.旅費	100,000	70,000	30,000	役職員旅費
3.家屋費		673,000	196,000	477,000	
	1.借地料	27,000	27,000	0	宇都宮市役所納付
	2.営繕費	550,000	119,800	430,200	家屋並に室内修理
	3.管理費	80,000	30,000	50,000	光熱費、水道料
	4.保険料	16,000	19,200	△ 3,200	火災保険料 10,000,000 @1.6

款	項	本年度予算額	前年度予算額	対比増減(△)	備考
4.事務局費		400,000	300,000	100,000	
	1.通信運般費	120,000	90,000	30,000	電話料、郵便料、その他運搬費
	2.消耗品費	100,000	100,000	0	諸用紙、文房具類
	3.図書費	50,000	31,000	19,000	官公報、新聞、その他図書費
	4.印刷費	50,000	26,000	24,000	諸印刷費
	5.什器費	50,000	38,000	12,000	備品購入、修繕費
	6.その他諸費	30,000	15,000	15,000	
5.会議費		130,000	100,000	30,000	
	1.会議費	130,000	100,000	30,000	議員総会費50,000 役員会費30,000 部会費30,000 その他会議費20,000
6.一般事業費		2,920,000	2,100,000	820,000	
	1.中小企業相談所関係	800,000	750,000	50,000	人件費480,000 事業費320,000
	2.商工振興技術普及事業費	1,400,000	550,000	850,000	珠算、簿記、タイピスト、計算尺技能検定試験諸費、店員通信講座諸費並に各種催物支出
	3.調査研究費	100,000	150,000	△ 50,000	
	4.講演会、講習会、貿易振興対策関係費	240,000	150,000	90,000	講演会12回 講習会12回 @10,000
	5.販路拡張費	100,000	100,000	0	販路拡張費
	6.観光宣伝商取引斡旋費	100,000	150,000	△ 50,000	観光宣伝商取引斡旋費
	7.その他事業費	180,000	250,000	△ 70,000	会議所ニュース発行、刊行物の配布、商業活動調整諸費
7.交際費		60,000	60,000	0	
	1.交際費	60,000	60,000	0	慶弔、接待費
8.公課分担金		250,000	150,000	100,000	
	1.公課	5,000	3,000	2,000	雑税
	2.分担金	245,000	147,000	98,000	日商、関東ブロック、県連分担金
9.厚生費		150,000	90,000	60,000	
	1.福利厚生費	150,000	90,000	60,000	職員社会保険料
10.退職給与積立金特別会計繰入金		150,000	160,000	△ 10,000	
	1.退職給与積立金特別会計繰入金	150,000	160,000	△ 10,000	役職員退職積立金
11.法定台帳関係補填金		30,000	20,000	10,000	
	1.法定台帳関係補填金	30,000	20,000	10,000	法定台帳管理費補填金
12.雑費		50,000	50,000	0	
	1.雑費	50,000	50,000	0	
13.予備費		128,000	124,000	4,000	
	1.予備費	128,000	124,000	4,000	
計		7,171,000	4,880,000	2,291,000	

昭和34年度退職給与積立金特別会計収支予算

(昭和34年4月1日より
昭和35年3月31日まで)

収入の部

(単位円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	対比増減(△)	備考
1.積立金		686,292	654,148	32,144	
	1.繰越金	536,292	494,148	42,144	
	2.本年度積立金	150,000	160,000	△ 10,000	

款	項	本年度予算額	前年度予算額	対比増減(△)	備考
2.利子		8,000	2,000	6,000	
	1.利子	8,000	2,000	6,000	
計		694,292	656,148	38,144	

支出の部

款	項	本年度予算額	前年度予算額	対比増減(△)	備考
1.退職積立金		694,292	656,148	38,144	
	1.退職積立金	694,292	656,148	38,144	
計		694,292	656,148	38,144	

宇都宮商工会議所議員選挙選任規約

第一章　総　則

（総　則）

第一条　本規約は宇都宮商工会議所定款（以下定款という）第三十五条第三項に基き議員の選挙及び選任に関して必要なる事項を定める。

2　選挙事務に関する取扱時間は午前九時から午後四時迄とする。

但し選挙委員会が必要と認めたときはこの限りでない。

第二章　選挙委員

（選挙委員会）

第二条　選挙委員会は議員の選挙及び選任に関する管理及び事務を行う。

2　選挙委員の定数は十人とし会員のうちから常議員会において選任する。

3　選挙委員長は選挙委員会を代表する。

4　選挙委員長の選任は選挙委員が互選する。

（公　告）

第三条　議員の選挙及び選任に関する公告は当商工会議所の掲示場に掲示する。

第三章　一号議員の選挙

第一節　議員定数、選挙権及び被選挙権

（一号議員の定数）

第四条　一号議員は定款第三十五条第二項第一号の規定により会員及び会員以外の特定商工業者が投票によって会員のうちから選挙するものでその定数を三十六人とする。

（選挙権）

第五条　会員の有する選挙権は会費一口につき一個とし各々五十個を超えることができない。

第六条　会員以外の特定商工業者の有する選挙権は各々一個とする。

第七条　会費又は負担金を選挙人名簿確定日までに完納しない会員及び会員以外の特定商工業者はその選挙権を行使することができない。

（被選挙権）

第八条　会員はすべて一号議員の被選挙権を有する。

但し選挙人名簿確定日までに会費を完納しないものは被選挙権を有しない。

第二節　選挙の施行

（通常選挙）

第九条　通常選挙は議員の任期満了前二十五日から任期満了の日までに行う。

2　通常選挙の期日、場所及び選挙する一号議員の数は選挙の期日の二十五日前までに公告する。

3　天災事変その他の事由により選挙ができない場合は選挙の期日を変更の上直ちにその旨を公告する。

（補欠選挙）

第十条　一号議員の定数の五分の一以上が欠員となったときは補欠選挙を行う。

2　補欠選挙の期日、場所及び選挙する一号議員の数は常議員会の議欠を経た後、選挙の期日の二十五日前までに公告する。

3　前条第三項は補欠選挙について準用する。

（選挙立会人）

第十一条　選挙立会人は議員に立候補した者が選挙権を有する者のうちから選挙立会人になろうとする者を推薦しその中から選挙委員長が抽籤で五人を委嘱する。

但し選挙立会人となることを希望する者が定数に満たない場合は選挙委員長が選挙権を有する者のうちから本人の承諾を得て選挙立会人に委嘱する。

第三節　選挙人名簿

（選挙人名簿の調製）

第十二条　選挙人名簿は当該年度の五月十五日現在において会員及び会員以外の特定商工業者の選挙資格を調査した後調製する。

2　選挙人名簿には選挙人の主要業種目、氏名又は名称及び住所又は所在地、会費口数及び選挙権個数を記載する

第十三条　選挙委員長は五月二十日から三日間本商工会議所において会員及び会員以外の特定商工業者に選挙人名簿を縦覧に供さなければならない。

（異議の申出）

第十四条　選挙人名簿に関し異議があるときは縦覧期間に

その旨を申し出ることができる。

2　異議の申し出があつたときはその申し出のあつた日から五日以内に措置を決定し異議の申し出人に通知しなければならない。

3　選挙人名簿を修正したときは直ちにその旨を公告する。

（選挙人名簿の確定）

第十五条　選挙人名簿は第十三条の規定による期間が終つてから五日を経て確定する。

第四節　投　票

（選挙の名法）

第十六条　選挙は単記無記名投票により行う。

（選挙人）

第十七条　投票は選挙人名簿の確定日現在において、それに登録された会員及び会員以外の特定商工業者（以下「選挙人」という）を以て行う。

2　選挙人は選挙の当日、投票所において選挙人名簿の対照を経て投票しなければならない。

（投票用紙の交付及び様式）

第十八条　投票用紙は選挙の当日投票所において選挙人に交付する。

2　投票用紙の様式は別に定める。

（投票の記載事項及び投函）

第十九条　選挙人は投票所において投票用紙に一号議員の候補者一名の氏名又は名称を記載して投票函に入れなければならない。

2　投票用紙には選挙人の氏名を記載してはならない。

（代理投票）

第二十条　止むを得ない事由があるときは選挙人は選挙の権利を行使する者を定め代理投票をさせることができる。

2　前項の代理人はその資格を証する書類を選挙委員長に提出しなければならない。

3　前項の資格を証する書類の様式は別に定める。

（投票の拒否）

第二十一条　選挙委員長は選挙立会人の意見を聞き、投票を拒否することができる。

（投票所に出入し得る者）

第二十二条　選挙人、その代理人、投票所の事務に服する者、投票所を監視する職権を有する者及び選挙委員長が投票所に入ることを許可した者以外の者は投票所に入ることができない。

（投票所における秩序保持）

第二十三条　投票所において演説討論をし又は投票に関して協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序をみだす者があるときは選挙委員長はこれを制止し、命に従わないときは投票所の外に退出させることができる。

2　前項の規定により退出させられた者は最後になつて投票することができる。

第五節　開　票

（開票日及び開票の公告）

第二十四条　開票は投票の当日又はその他の日に行う。

2　開票の日時及び場所は予め公告する。

3　天災事変その他の理由によつて開票ができない場合は開票の日時及び場所を変更の上直ちにその旨を公告する。

（開　票）

第二十五条　選挙委員長は選挙委員及び選挙立会人立会の上投票箱を開き投票の総数と行使した選挙の権利の口数とを計算する。

2　投票の点検は前項のものが行う。

（開票の場合の投票の効力の決定）

第二十六条　投票の効力は選挙立会人の意見を聴き選挙委員会が決定する。

（無効投票）

第二十七条　左記の投票は無効とする。

一、正規の用紙を用いないもの

二、一号議員の候補者でない者の氏名又は名称を記載したもの

三、一枚の投票用紙に二人以上の一号議員の候補者の氏名又は名称を記載したもの。

四、一号議員の候補者の氏名又は名称の外他事を記載したもの

但し職業、身分、通称、住所又は敬称の類を記入したものはこの限りでない。

五、一号議員の候補者の氏名又は名称を自書しないもの

六、一号議員の候補者の何人を記載したか、確認できないもの

（開票の参観）

第二十八条　選挙人又はその代理人は開票の参観を求めることができる。

工具と鋼材
アラマキ
miyajimacho Utsunomiya
TEL. No. 3,726・6,021
(済)

（準用規定）

第二十九条　第二十二条（投票所に出入し得る者）及び第二十三条（投票所における秩序保持）の規定は開票所の取締りについて準用する。

第六節　議員候補者及び当選人

（立候補の届出等）

第三十条　一号議員の候補者になろうとする者は選挙の期日の公告があつた日から選挙の期日の三日前までに別に定める用紙によつて選挙委員長に届出なければならない。

2　一号議員の候補者が立候補を辞退しようとするときは選挙の期日の二日前までに文書でその旨を選挙委員長に届け出なければならない。

3　前二項の届け出があつたとき又は一号議員の候補者が次に掲げる理由によつて議員となることができなくなつたときは選挙委員長は直ちにその旨を公告する。

一、会員たる資格の喪失

二、死亡又は解散

三、除　名

四、会員権の停止

（供託金）

第三十一条　第三十条第一項（立候補の届出）の手続をする場合は供託金として金三千円を選挙委員会に供託しなければならない。

（選挙費用の一部負担）

第三十二条　第三十条第一項により議員に立候補した者は選挙費用の一部を負担しなければならない。

2　第三十条第二項により辞退した場合においてもその責を負わなければならない。

3　前項の金額は供託金の二分の一以内においてその選挙毎に選挙委員長が決定する。

（当選人）

第三十三条　当選人は有効投票の多数を得た者の順位により決定する。

2　得票数が同じであるときは選挙委員長が抽籤によつて定める。

3　当籤人が選挙の期日後において第三十条第三項各号に掲げる理由で議員となることができなくなつたときは当選を失う。

4　当選人が当選を辞退したとき又は前項の規定によつて当選を失つたときは直ちに選挙委員長は当選人の次点得票者を当選人に定める。

（無投票当選）

第三十四条　第三十条第一項の規定による届出があつた一号議員の候補者がその選挙における一号議員の定数をこえないとき若しくはこえなくなつた時は投票を行わない。

2　前項の規定により投票を行わないこととなつた時は選挙委員長は直ちにその旨を公告し、選挙委員会を開いて立候補者を当選人と定める。

（当選人決定の通知）

第三十五条　当選人が定まつた時は選挙委員長は直ちに当選人に当選の旨を通知する。

（当選の辞退）

第三十六条　当選人は当選の通知を受けた日から三日以内に文書により当選を辞退することができる。

（当選人確定の公告）

第三十七条　当選人が確定したときは選挙委員長は直ちに当選人の住所、氏名又は当選人が法人その他の団体である場合はその所在地、名称及び議員の職務を行う者の職氏名を公告する。

（選挙録の作成及び保存）

第三十八条　選挙委員長は選挙に関する選挙録を作成し選挙委員会の経過を記載の上選挙委員及び選挙立会人と共に署名する。

2　選挙録は選挙人名簿及びその他の関係書類と共に議員の任期の間本商工会議所に保存する。

（再選挙）

第三十九条　実施した選挙が次に掲げる事項の一に該当するときは選挙の期日から三十日以内に再選挙を行う。但し当選人が一号議員の定数の五分の四をこえるときは再選挙は行わない。

一、当選人がないとき又は当選人が一号議員の定数に達しないとき

二、当選人が当選を辞退したとき又は第三十三条第三項

新刊雑誌書籍

県下代理店
KKKK部KK
KKKK械KK
KKKK機K
ターボプタ
タイプライター器機転器
プラントプ算K輪務
インタイ計Kマス事
タミレ本善一芝
本国那
日米月日丸ト東

特約店
洋行
田商店
内林

亀田書店
株式会社
池上町大通り角　TEL 3,441

の規定により当選を失つたとき
三、第四十条の規定により当選が無効となつたとき
2　第九条第二項は再選挙について準用する。

第七節　当選の無効

（当選の無効）
第四十条　当選人が選挙に関して本規約に違反したときは選挙委員会の議決を経てその当選を無効とする。

第四章　二号議員の選任

（二号議員の定数）
第四十一条　二号議員は定款第三五条第二項第二号の規定により部会が部会員のうちから選任するものでその定数を二十四人とする。
（選任の時期）
第四十二条　二号議員は一号議員の選挙期日の前までに各部会において選任する。
（選任に関する部会員の確定）
第四十三条　二号議員は一号議員選挙人名簿確定日現在の部会員から選任する。
但し補欠選任の場合はその部会が必要と認めたとき行う。
2　二以上の部会に所属している会員は定款第四十七条第四項の規定により二号議員の選任に関しいずれか一部会を定めて予めその旨を文書で本商工会議所に届出なければならない。
（部会に対する二号議員の割当）
第四十四条　部会に対する二号議員の割当定数はその部会員数及びその部会員が負担する会費口数を勘案して常議員会の議決を経て定める。
（選挙委員長への通知）
第四十五条　会頭は前条の議決を文書を以て選挙委員長に通知しなければならない。
（部会長への通知）
第四十六条　選挙委員長は割当られた数の二号議員を部会の会議において一定期限に選任すべきことを部会長に文書をもつて通知する。
（議員の選任）
第四十七条　前条の通知をうけた部会長は部会の会議を招集し、その期限に二号議員を選任しなければならない。
2　前項により二号議員を選任したときは、部会長は直ちに選任されたものゝ承諾書を添えて選挙委員長に文書をもつてその旨を通知する。
（認証と公告）
第四十八条　選挙委員長は前条の通知により二号議員に選任されたことを認証し第三十七条に準じて公告する。
（選任議事録の作成）
第四十九条　部会長は二号議員選任に関する議事録を作成し、議事録署名人とともに署名捺印の上選挙委員会に提出しなければならない。

第五章　三号議員の選任

（三号議員の定数）
第五十条　三号議員は定款第三十五条第二項第三号の規定により一号議員及び二号議員が選任した詮衡委員によつて会員のうちから選任されたもので、その定数を十八とする。
（選任の時期）
第五十一条　三号議員の選任は二号議員の選任及び一号議員の選挙の後の日に行う。
（選任に関する会員の確定）
第五十二条　三号議員は一号議員選挙人名簿確定日現在の会員から選任する。
（議員の選任）
第五十三条　定款第三十五条第二項第三号により選任をうけた詮衡委員は合議の上三号議員を選出し、その旨を報告するものとする。
2　前項により三号議員を選任したときは会頭は直ちに選任された者の承諾書を添えて選挙委員長に文書をもつてその旨を通知する。
（認証と公告）
第五十四条　選挙委員長は前条の通知により三号議員に選任されたことを認証し第三十七条に準じて公告する。
（補欠選任）
第五十五条　三号議員に欠員を生じて会頭が必要と認めたときは補欠選任を行う。
（選任議事録の作成）
第五十六条　会頭は三号議員選任に関する議事録を作成し議事録署名人と共に署名捺印の上選挙委員会に提出しなければならない。
第五十七条　本規約に定めないもので必要な事項については選挙委員会が定める。

附　則

本規約は昭和三十四年四月一日から実施する。

議員選挙に関する事務日程表

日時	事項
五月一日(金)	選挙公告
〃　十五日(金)	選挙人名簿調製
〃　二十日(水) 二十二日(金)	名簿縦覧
〃　二十七日(水)	名簿確定
〃　二十八日(木) 三十日(土)	二号議員の部会副当決定
六月一日(月)	二号議員選任
〃　一日(月)	立候補届出締切

←立候補届出期間→

任されたことを認証し第三十七条に準じて公告する。
（選任議事録の作成）

〃	二日(火)	立候補辞退
〃	四日(木)	一号議員選挙
〃	六日(土)	三号議員選任
〃	十二日(金)	議員総会

備考　本日程表の取扱時間は午前九時より午後四時までとする。

当所議員の選挙選任の時期迫る

商工業者の皆様。この機会を逸せず挙つて入会、商工業発展のため正しく強力な結束を持つて進もうではありませんか。

年間会費　個人　一口　七〇〇円
　　法人　一口　一、四〇〇円

当所常議員会開催

一、とき　昭和卅四年二月廿四日午後二時より
一、ところ　当所第一会議室
一、出席者　上野会頭、小林、河合、高橋副会頭、石海、小保方、野沢、柳田、福田(富)、小花、荒牧荒川各常議員　以上本人出席
　保坂副会頭、須藤、福田(新)、渡辺(俊)、青木、鈴木(善)各常議員　以上委任状
一、議案
第一号議案　工場誘致委員会設置の件
　宇都宮商工会議所工場誘致委員会要項
第一条　本委員会は工場誘致につき栃木県企業誘致委員会並に宇都宮市工場誘致委員会に連絡協力すると共に之が実現の上は次の通り与う限り便益を供与する事に努力することを以て目的とする。
一、県並に市の誘致委員会と共に土地斡旋に協力
二、電力、瓦斯の確保に協力
三、電話架設の斡旋
四、建設工事に協力
五、工職員宿舎の斡旋
六、交通関係に協力
八、取引先調査照会並に斡旋
九、其の他必要なる事項につき協力
第二条　本委員会の構成は次の通りとする。
　委員　若干名
　参与　若干名
委員は宇都宮商工会議所議員並に会員の内次の通りとする。
会頭、副会頭、商業部会長、工業部会長、金融部会長交通運輸部会長、文化部会長、運営委員会正副委員長東京電力株式会社栃木支店長、東京瓦斯株式会社宇都宮支社長、参与は関係官庁及学識経験者の中から会頭が委嘱する。
（宇都宮財務部長、栃木県商工労働部長、宇都宮市経済部長、宇都宮電話局長、宇都宮駐在運輸長を委嘱）
第三条　本委員会に委員長一名、副委員長二名を置く。
委員長、副委員長は委員の互選とする。
第四条　本委員会は必要に応じ随時開催する。
以上原案通り可決
第二号議案　第一会議室使用料変更の件
本件は原案通り可決
第三号議案　会員入会承認の件
本件は原案通り可決
第四号議案　昭和卅四年度会費分担金徴収方法改正の件
現行納付場所　宇都宮商工会議所
改正同　　足利銀行宇都宮支店
　同上河原町支店、同一条町支店、同伝馬町支店、同県庁内支店、同大谷支店、宇都宮商工会議所
本件は原案通り可決
第五号議案　図書室の一隅を「全日本製綿協同組合関東支部事務所（栃木県製綿工業協同組合）」に貸与の件
本件は原案通り可決
第六号議案　二階ホールを農林省栃木食糧事務所に臨時事務室に貸与の件
本件は条件契約等一切を会頭一任として可決
その他協議事項
一、石海常議員より工場誘致委員会発足につき関係当局

一般文具・紙製器・事務用品卸
株式会社　浅川平和堂
宇都宮市千手町二〇九番地
電話（卸部専用三、八八七番
　（小売部専用七、七四四番

六月　一日(月)　二号議員選任
〃　一日(月)　立候補届出締切

へ優遇措置考慮方陳情してはとの発言あり、満場賛成採決となりたるにより左記の如く市当局に陳情する事とせり。

「工場誘致の優遇措置に関する陳情」

市御当局におかれては夙に宇都宮市工場誘致条例を設定爾来工場誘致に積極的御活動を続けられ市勢振興を画されて居ります事は市民の等しく知る処で茲に深甚なる敬意を表する次第で御座います。

連名等も今後の市勢発展には工場誘致が重要なる要件と存じ及ばず乍ら意を用いて参つたのであります。

御高承の通り当市に於ける小売業者は終戦直後漸く二〇〇〇店程度のものが現在六、〇〇〇店を超え、既に商店過剰に達して居り新らしき消費層の誘致に迫られて居ります様な苦境に立つて居りますので、這般宇都宮商工会議所に於て連名等相計り市誘致委員会の協力機関並びに実現後の諸事斡旋機関としての工場誘致委員会を設置し、相携えて市勢の発展に寄与致し度いと活動を致して居ります次第で御座います。

然る処幸いにも最近東京方面より連名等又は個人を通じて設置希望の照会が数多く参つて居りますが、比較的小型工場の希望が目立つて多く見受けられますので、之が優遇措置として現行条例の一部を後記の如く当分の間特別措置せられ、工場設置希望者に魅力を感ぜしむれば一層効果的ならんと愚考致しますので、何卒今後の市勢発展のため御高配を賜り度く茲に陳情致す次第で御座います。

記

一、投下固定資産額を　三百万円以上

一、常時使用する従業員数を　二十人以上

昭和卅四年二月　日

宇都宮商工会議所会頭　上野小七

宇都宮法人会会長　横倉正吉

宇都宮商店街連盟会長　荒牧春三郎

宇都宮専門店会理事長　石海勇次郎

宇都宮優良店会理事長　柳田広

宇都宮青年会議所理事長　木村明

宇都宮市長　佐藤和三郎殿

宇都宮市議会議長　後藤喜一郎殿

二、荒牧常議員より本年のさくら祭は皇太子殿下御成婚式の日程と合致するので特に盛大に実施致し度粗案ではあるが行事と記念事業にわけて目下市当局と接衝を重ねて居るので、各部会共御協力願い度き旨の発言ありたるに、高橋副会頭、野沢常議員より市議会に対し全面的に協力致す様努力する旨の発言あり、満場の賛成を得左記の如く市当局に請願並に意見具申をなす事とせり。

「皇太子殿下御成婚記念さくら祭行事助成金御下附方請願」

例年本さくら祭行事に対しましては多額の御助成を賜わり盛大に執り行い得まして本市商業振興に多大の寄与を致しておりますことは誠に感謝に堪えない処であります。

然る処本年は御高承の通り時を同じうして国民挙つて慶祝申上ぐべき皇太子殿下御成婚の盛儀が執り行われますので、之を記念致し謹んで慶祝の意を表すると共に、一層本市商業界の振興に寄与致すべく別紙の通り諸行事の計画を進めて居りますにつきましては何卒意のある処を御汲み取り下され、之が執行につき特段の助成金御下附方御配慮賜り度茲に請願申上ぐる次第で御座います。

（別紙略）

昭和卅四年二月　日

宇都宮商工会議所会頭　上野小七

宇都宮商店街連盟会長　荒牧春三郎

宇都宮市長　佐藤和三郎殿

宇都宮市議会議長　後藤喜一郎殿

「皇太子殿下御成婚記念事業に関する具申」

当宇都宮市は貴職御就任以来多年の懸案であり難事業とされて居りました市復興計画に基く大通り拡張区劃整理並に之に附帯せる諸工事の完成を見たると共に、商工業振興対策を始め観光・教育等諸般の行政に意を注がれた結果、市勢の画期的発展を来たしました事は市民の等しく認めて居ります処で、その御努力に対しまして衷心より敬意を表するもので御座います。

本年は恰も本市さくら祭行事と時を同じうして国民挙つて慶祝申上ぐべき皇太子殿下御成婚の盛儀が執り行わ

東京瓦斯株式会社
宇都宮支社
支社長　加藤保
宇都宮市今泉町
TEL 2,013・4,361

れますので、之が記念事業の一つとして教育・文化の向上に資すると共に、商店街美化運動にも関連を持つ後記の如き運動を推進致し度くと存念致して居りますが、何分市民全般的運動とも申すべきものと思料せられますので市御当局の格段の御高配を相仰ぎ度く茲に具申致す次第で御座います。

記

試案

念業　八幡山公園花壇及び温室建設運動
記事　商店街国旗掲揚運動

昭和卅四年二月　日

宇都宮商工会議所会頭　上野小七

宇都宮商店街連盟会長　荒牧春三郎

宇都宮市長　佐藤和三郎殿

宇都宮市議会議長　後藤喜一郎殿

以上を以て終了す。

第三十五回珠算能力検定試験施行

二月一日全国一斉に施行された第三十五回珠算能力検定試験は、第一会場を宇都宮市立旭中学校、第二会場を氏家町立氏家中学校、第三会場を上河内村立中里小学校の三ケ所に於て二千名に近い受験者の参加を得て施行されたが、本回は三級二名をはじめ、合計十八名の満点合格が出て、それぞれ本商工会議所会頭の賞状並びに賞品が授与された。

尚、各級別受験者、合格者及び合格率は左表の通りである。

級別	受験者数	合格者数	合格率
一級	九八	二二	二二%
二級	三一五	四二	一四%
三級	七三七	二七七	三八%
四級	一六九	八〇	四七%
五級	一三八	五九	四三%
六級	一七二	八三	四八%
七級	一四四	九九	六九%

すぐに役立つ　商店総合経営セミナー

主催　日本商工会議所
日本生産性本部
日本経済新聞社
関東商工会議所連合会

一、とき　昭和卅四年二月九日～十日
一、ところ　伊豆長岡温泉　白石館
一、科目
イ、商店のマーケテイング
ロ、売れる店、儲かる店
ハ、昭和卅四年の景気はどう動くか
ニ、店員指導とお店の繁栄
ホ、新しい陳列と店舗
ヘ、研究座談会

当会議所関係の聴講者左の通り。

上野百貨店　岡田栄夫
山丸魚市場　野中兵衛
青年会議所　村田嘉一郎
当所　酒井職員

店舗の診断を実施

左記当所会員より店舗並びに経営の診断依頼を受けたので次の通り当所立合の上実施、夫々効果を挙げている。尚御希望の向は当所へ御連絡を願います。

（秘密厳守）

記

一、とき　二月十六日～十八日
一、担当　東京都商工指導所
　　診断員　林喜与次先生
一、受診店

絹周算額店　青柳靴襲店
キクヤ洋装店　鈴木屋呉服店
浅野屋書店　八百長商店
新部呉服店　いさみや化粧品店
タテノ洋品店　（以上九ケ店）

服地・洋服・洋品

宇都宮　日野町　バンバ角

福　フクダヤ

—電 3,416・6,945—

激

「減税と中小企業」についての講演会

一、とき　昭和卅四年二月廿七日午後二時より
一、ところ　当会議所第一会議室
一、講師　東京青色申告会総連合
　事務局長　播　久夫先生

中小企業にとつて税の問題は特に重要なことであるがこんどの税制改正が所得税中心の減税ではあるが、なお生活費に喰い込む所得税の問題が残されていることを強調した。

聴講者約六十名

第一回文具紙製品合同見本市開催

一、とき　昭和卅四年三月一日午前九時より
一、ところ　宇都宮ヘルスセンター
一、主催　浅川平和堂　青木紙店
　天池商店　桑原青雲堂
　船田商店　中川文喜堂
　松島堂
一、後援　宇都宮商工会議所
一、出品メーカー　五十八社

本見本市は県内卸商が初の試みとして一堂に店舗をはり学年がわりの好機をねらい即売を目途として開催したところ一流メーカーの出品を得、まさに文具・紙製品の精粋を取り揃えた為、県内はもとより県外からの来場者六百余軒に達し、その売上高も予想以上の成績で終日大童の取引振りを見せ近来にない盛況であつた。

商店経営講演会開催

宇都宮市
主催　宇都宮商工会議所
宇都宮商店街連盟

一、講師　武蔵工業大学
中央中小企業審議会委員
中小環境衛生営業適正化審議会委員
金子有造先生
一、とき　三月十八日午後二時
一、ところ　当所第一会議室
一、演題「商工業者団体はどう活動すべきか」

聴講者約六十名

商店の近代経営、スーパーマーケット、ジスカウントハウス、セルフサービス、チエーンストア等の進出に対する商店経営上の心構え等につき蘊蓄のある講演にて今後の商店街形成上大いに示唆となつた。

当所の商工業施設改善資金融資斡旋状況

昨年十月開設以来三月迄の取扱状況次の通り。

申込件数	金額	内訳 承認 件数	金額	保留 件数	金額	拒否 件数	金額	取下 件数	金額
四九件	一五、九六〇千円	三六件	一二、一六〇千円	八件	二、六〇〇千円	二件	四〇〇千円	三件	八〇〇千円

計算尺計算器使い方講習会

何れも四月中に開催を予定しております。日取りその他詳細決定次第発表致しますから奮つて御応募下さいます様お願い致します。

市首脳部との経済懇談会

三月五日開催

市側出席者
佐藤市長、清水收入役、木島経済部長、岡本商工課長、後藤市議会議長、五月女経済常任委員長、末永委員、田辺委員、大塚委員、設楽委員、大野委員、大田和委員、野沢委員

会議所側出席者
上野会頭、荒牧、柳田、須藤、平野、福田(松)、鈴木(善)、中村、飯塚、荒井、渡辺(愛)、荒川、福田(富)、木村(明)、岩田、亀田、篠崎、館野、笠間、粕谷、横倉各議員、藤生常務理事

商業従事者実務通信講座

割当突破

（引続き募集中）

去る一月以来募集中の本通信講座御申込みは日を追うて増加し、三月三十一日現在被許可者百四十四人の多数に上り、割当を突破する盛況であつた事は事業主は勿論受講者の熱意の賜と感謝致して居りますが、引続き募集中ですから奮つて御応募の程お願い致します。

詳細は当所事務局へ。

因に三月三十一日現在の受講被許可者は次の通りとなつて居ります。

記

（敬称略）

宇都宮駅デパート内　大貫文明
小野川鍋次郎商店内　人見浅江

食肉問屋が造つた
フレツシユな
味と香りの
大山ハム
宇都宮市上河原町店 TEL 3,614
〃 池上町店 〃 3,615
〃 〃すきやき部 〃 4,122

釜島時計店内　釜嶋光男
春日屋商店内　坂井友衛
有限会社荒牧商店内　栃木勝
坂本眼鏡店内　坂本恒友
株式会社篠原商店内　滝田美智惠
株式会社武田商店内　武田博
株式会社玉屋ふとん店内　小菅郁夫
足利銀行宇都宮支店勤務　佐々木澄
渡辺靴工株式会社　渡辺彰
株式会社田中永吉商店　田中宏
熊谷百貨店内　岡田寛
イシイ洋品店　石井敏夫
有限会社若松屋本店内　加藤昌男
有限会社タテノ洋品店内　手塚認
有限会社京屋洋傘店内　渡辺三子
きむらや履物店　木村明
合資会社ふり正　落合惣一
有限会社キクヤ洋装店　小滝清
株式会社とらや呉服店　松井弘
宇都宮薬品株式会社　石崎義男
有限会社中村茶店　中村宗孝
有限会社岡田屋果実店内　杉田美知子
株式会社田中本店　田中精次
宇都宮信用金庫勤務　見目光
むぎくら勤務　生沢正道
有限会社宇塚至誠堂　宇塚義夫
有限会社山木屋洋品店　篠崎一郎
〃　村上正義
有限会社ゆみや陶器店　斎藤利之
鈴木株式会社内　松本美智子

鈴為洋装店内　永井溯
合名会社浅川糸店　斎藤一夫
有限会社タテノ本店　館野正義
株式会社吉田金庫店　吉田真一
株式会社鈴木呉服店内　福田里子
〃　鈴木良祐
ツルヤ洋品店　宮本寛蔵
すゞや商店内　河上文男
鈴木薬局内　倉井博子
河内郡上三川町大町　稲田俊二
協和銀行宇都宮支店勤務　杉本皓圓
有限会社鐘屋商店　戸室弘
富士銀行宇都宮支店勤務　森田隆己
株式会社松屋商店　星野泰三
群馬銀行宇都宮支店勤務　山岸利雄
飯島合名会社　飯島惠介
日本勧業銀行宇都宮支店勤務　吉成正久
第一銀行宇都宮支店勤務　松本和郎
日本信託銀行宇都宮支店勤務　鈴木康正
有限会社不二屋商店内　永藤好文
株式会社大島菓子店　大島一郎
有限会社安中家具店　安中房司
有限会社菊秀刃物店　渡辺健
有限会社中川洋服店　中川秀一
関口園　関口正男
富川洋服店　富川一郎
アラマキ洋装店内　荒川幸次郎
坂本眼鏡店　坂本勇
有限会社絹周簞笥店　山村有
長瀬文具店　長瀬弘
あぶらや商店　高橋捷夫
市内馬場町三、一九四　松田宏夫
上田屋商店　荒井一郎
市内曲師町三、一四〇　岩野修一
株式会社鈴木商店内　木村文雄
丸源株式会社　五味房夫
烏山町商工会々長　森清
那須郡烏山四九　島崎彦三郎
桝屋洋品店　添田寿雄
須田商店　須田悦規
氏家商工会勤務　猪瀬陽子
国華建材工業株式会社内　中島良一
中山太平商店　中山幸雄
有限会社小保方魚店内　田中道子
田沼クリーニング店（足尾町）　神山武雄

株式会社フクダヤ内　田島嘉一郎
〃　森山昶之
〃　木村吉衛
〃　福田清
〃　小畑幸夫
〃　飯村照平
〃　田野信次
〃　因播武光
〃　神山政治
大山商店内　渡辺章
株式会社マスキン内　高橋昭明
有限会社田中茶舗　田中清一郎
市内雀宮町　亀田政雄
かねこ　山田嘉久子
株式会社上野百貨店内　富塚登
〃　亀田利男
〃　山本健吾
〃　加茂寅身
〃　谷中幸彦
〃　岡田栄夫
〃　本田真也
〃　塩野目勉
〃　磯村夫
〃　加藤三郎
〃　手塚和男
〃　沼尾敏博
〃　山県堯男
〃　田崎恒男
〃　鎧塚正之
〃　金子三夫
〃　後藤泰作
〃　斎藤仁
〃　松本斎
〃　北条智之
〃　小西豊
〃　岩崎将
〃　青木克仁
〃　松本和夫
〃　野口森弘
〃　高桑正義
〃　栗原秀雄
〃　直井博
〃　大木喜作
〃　菊地敬明
〃　扇武久
福田平　関豊
武田光雄　小松利光
〃　大森光治
〃　安孫子高之
〃　小林春
〃　田村稔
〃　鈴木健之
〃　揚石稔
〃　菊地善一
〃　高栖信行
〃　仲川一正
〃　遠藤進久
〃　谷川原浩逸
〃　上野修二郎
宇都宮商工会議所　藤生善之助
宇都宮青年会議所　鵜山茂三
但馬屋（東峰町）　石井明男
坂本眼鏡店　石井毅
タカラヤ金物店内　星宮久男

三月三十一日現在
以上一四四名

日商だより

第五十回日本商工会議所常議員会

日時　昭和卅四年二月十一日午後一時より
会場　東京丸の内精養軒
出席者　当会議所より会頭代理にて藤生専務理事出席
会議内容
1.報告事項
一、昭和卅四年一月業務概要報告
二、西南アジア企業技術協力視察団およびAA経済会議に関する報告
三、その他
2.協議事項
一、日商議員選挙に関する件
二、設備の近代化資金の貸付のうち事業協同組合を経て貸付の途を拓かれたき件　（徳島商工会議所提案）
三、企業の許可制について　（徳島商工会議所提案）
四、次回常議員会開催日の件
五、その他

第五十一回日本商工会議所常議員会

日時　昭和卅四年三月十七日午後一時より
会場　東京ホテルテート四階大会議室
出席　当会議所より上野会頭出席
会議内容

1. 報告事項
一、昭和卅四年二月業務概要報告
二、日商議員選挙に関する件
二、運営委員会よりの報告
四、商業従事者実務通信講座に関する件
五、その他

2. 協議事項
一、青森商工会議所昭和卅三年度日商会費減免に関する件
二、表彰特別委員会よりの提案事項
三、議員総会への提案事項
イ、昭和卅四年度事業計画に関する件
ロ、同　経費収支予算および会費徴収方法に関する件
ハ、議員選任規則一部改正の件
ニ、定款第二十九条第一項但書による議員総会への委任事項に関する件
ホ、会頭・副会頭および監事選任に関する件
ヘ、事務所新設寄付に関する件
ト、法人税基本通達改正に関する件
チ、産業の適正配置に関する立法化促進についての要望の件　（近畿商工会議所連合会提案）
リ、電設施設拡充強化に関する件　（静岡県商工会議所連合会提案）
ヌ、電話度数制料金の地域差設定方要望の件　（福島県商工会議所連合会提案）
ル、自動式市内電話の通話料逓減方式採用方ならびに通話チケット発行方に関する要望の件　（鹿児島　同　）
オ、街路灯料金値下げ方要望の件　（東北六県商工会議所連合会提案）
ワ、国鉄貨物運賃制度の改正反対に関する要望の件
カ、国立公園の整備強化に関する要望の件
ヨ、観光地に於ける土産品の列車内予約販売に関する件
タ、高級織物物品税反対に関する要望の件
レ、不動産取得税（地方税法第三節）の非課税対象に商工会議所を追加方に関する要望の件
ソ、市中銀行の中小企業貸出金利引下げに関する要望の件
ツ、小売商振興法案の制定促進方に関する要望の件
ネ、中小企業に対する事業税軽減に関する要望の件
ナ、中小企業従業員退職共済制度制定促進に関する要望の件　（九州商工会議所連合会提案）
ラ、租税特別措置法による特別償却期間延長に関する件　（堺商工会議所提案）
四、次回常議員会開催の件

県商工会議所連合会会頭会議

日時　昭和卅四年二月廿六日午前十時より
会場　宇都宮商工会議所第三会議室
出席　栃木　片柳会頭、石川専務理事
足利　小林会頭、長竹副会頭、田島副会頭、望月専務理事
鹿沼　大橋会頭、中野副会頭、岩井副会頭、佐川専務理事
小山（地区）　国分専務理事
日光（地区）　高橋会頭、中野副会頭、君島事務局長
那須　古口会頭、滝沢副会頭
佐野　吉沢会頭、中里専務理事
真岡　竹村会頭、川田事務局長
宇都宮　上野会頭、保坂副会頭、河合副会頭、高橋副会頭、藤生専務理事

議案
第一号議案　日本商工会議所議員に関する件
第二号議案　茨城・栃木県商工会議所会頭会議開催に関する件
その他　各会議所持寄り

協議事項
一、日本商工会議所第九回通常会員総会および第十一回事務局長会議提出議案に関する件
二、栃木県新生活運動推進大会参加に関する件
三、中小企業従業員退職金積立組合に関する件
終つて県首脳部との経済懇談会に移る。
県側出席者次の通り。
栃木県知事　横川信夫殿
同　商工労働部長　小野塚大次郎殿
同　秘書課長　坂本正勝殿
同　振興課長　大谷操殿
同　指導課長　山本光二殿
同　振興課次長　竹内幸夫殿

サービスは売る前売る時売つてから
真心を値にも品にも計りにも
買う人の心に融けを売る心
正札は先ず一番の店飾り

宇都宮市旭町二丁目三四三三番地
三共印刷株式会社
電話 四〇六八〇六番 一番

小売物価調査報告表

（昭和三十四年二月十五日現在）

区分	品目	単位	価格
(イ)主食	精米	1 kg	83円
	〃（闇）	〃	88
	〃（外米）	〃	58
	〃（内地米準）	〃	74
	糯米	〃	91
	精麦	〃	55
	小麦粉	〃	55
	食パン	100g	5
	干うどん	〃	5
(ロ)豆類	あづき	100g	14
	かんしよ	1 kg	20
	ばれいしよ	〃	18
及び野菜	大根	1 kg	12円
	にんじん	〃	35
	キヤベツ	〃	50
	ねぎ	〃	55
	玉ねぎ	〃	60
(ハ)畜産食料品	牛肉	100g	55
	豚肉	〃	40
	鶏肉	〃	40
	牛乳	1本 100g	10
	鶏卵	100g	20
	バター	1箱	160
	粉乳	1かん	160
(ニ)水産食料品	まぐろ	100g	30円
	ばしかけ干り	〃	8
	さいわの	〃	8
	塩煮干	〃	6
	鮭	〃	35
	のり	1帖	19
	干		100
(ホ)調味料	醤油	1本	145
	味噌	1 kg	75
	味の素	1個	245
	食塩	1 kg	21
	砂糖	〃	135
	食用油	1 ℓ	175
(ヘ)加工食品	豆腐	100g	4
	あげ	〃	25
工食料品	こんにやく	100g	5円
	竹輪	〃	9
	たくわん	〃	5
	梅干	〃	21
(ト)嗜好品	りんご	1 kg	50円
	みかん	〃	60
	キヤラメル	1函	20
	清酒	1本	825
	ビール	〃	113
	サイダー	〃	33
	緑茶	100g	50
	紅茶	1かん	320
	たばこ光	10本	30

（昭和三十四年三月十五日現在）

区分	品名	単位	価格
(イ)主食	精米	1 kg	83円
	〃（闇）	〃	89
	〃（外米）	〃	58
	〃（内地米準）	〃	74
	糯米	〃	91
	精麦	〃	55
	小麦粉	〃	55
	食パン	100g	5
	干うどん	〃	5
(ロ)豆類	あづき	100g	14
	かんしよ	1 kg	20
	ばれいしよ	〃	20
及び野菜	大根	1 kg	5円
	にんじん	〃	50
	キヤベツ	〃	40
	ねぎ	〃	40
	玉ねぎ	〃	70
(ハ)畜産食料品	牛肉	100g	50
	豚肉	〃	45
	鶏肉	〃	40
	牛乳	1本	10
	鶏卵	100g	20
	バター	1箱	160
	粉乳	1かん	160
(ニ)水産食料品	まぐろ	100g	15円
	ばしかけ干り	〃	8
	さいわの	〃	8
	塩煮干	〃	6
	鮭	〃	30
	のり	1帖	19
	干		120
(ホ)調味料	醤油	1本	145
	味噌	1 kg	75
	味の素	1個	245
	食塩	1 kg	21
	砂糖	〃	135
	食用油	1 ℓ	175
(ヘ)加工食品	豆腐	100g	4
	あげ	〃	25
工食料品	こんにやく	100g	3円
	竹輪	〃	9
	たくあん	〃	5
	梅干	〃	21
(ト)嗜好品	りんご	1 kg	60
	みかん	〃	80
	キヤラメル	1函	20
	清酒	1本	825
	ビール	〃	113
	サイダー	〃	35
	緑茶	100g	50
	紅茶	1かん	320
	たばこ光	10本	30

編集後記

◎お陰様で当所の活動も軌道に乗つて参りました。会員も増加の一途を辿つて居ります。議員改選が目睫に迫づて居り激戦が予想されますことは当市商工業振興のため誠に喜ばしい傾向とともに責務の重大さを痛感させられます。

◎「事務局だより」の外掲載記事が沢山あつたのですが紙面の都合で割愛するの止むなきに至つた事を深くお詫び致します。